

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
- 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 入会林野整備計画の適否の決定
- ◇選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

規 則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第一号から第五号まで」を「次の各号」

に、「第六号まで」を「第八号まで」に改め、同条第六号中「の判定により精神薄弱者とされた」を「により精神薄弱者と判定された」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 へき地又は離島に居住している者

七 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第一条第

一項第二号イからニまでのいずれにも該当する者

第四条第二項第一号中「四百二十円」を「四百四十円」に改め、同項第

二号中「三百九十円」を「四百十円」に改め、同条第三項中「三百九十円」を「四百十円」に改める。

第六条第二項中「百六十五円」を「百九十五円」に改める。

第八条第一項中「支給対象者」を「第三条第一号から第七号までのい

れかに該当する者」に改める。

様式第一号その一中

1号・2号・3号・4号・5号

を

1号・2号・3号・4号・5号・6号・7号・8号

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当等の支給については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の受給資格を有する者に支給された基本手当及び受講手当は、この規則による改正後の鳥取県訓練手当等支給規則の規定による基本手当及び受講手当の内払とみなす。

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条の見出しを「(運用時間内の空港の施設の利用の届出)」に改め、同条中「空港事務所長」を「知事」に改め、同条を第二

条とし、同条の次に次の一条を加える。

(運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)

第三条 条例第四条の二第一項の規定による許可を受けようとする者は、様式第一号の二による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができる。ないときは、電話又は電信により申請することができる。

第四条から第七条までの規定中「空港事務所長」を「知事」に改める。

第十一条中第八号を第十号とし、第二号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号中「空港」を「運用時間内の空港」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 条例第四条の二の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可 第十一条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三条ただし書の規定による空港の運用時間の変更のうち定期 便の遅延のための空港の運用時間の変更

様式第一号中 「鳥取空港事務所長」を氏に改め、同様式の次に様式第一号の二とし

「職」

て次のように加える。

様式第1号の2

空港施設利用(利用変更)許可申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

住所又は
所在地

氏名又は
名称

㊟

下記のとおり運用時間外の空港の施設の利用(利用変更)をしたいので、許可して下さるよう申請します。

記

- 1 利用に係る航空機の種類、型式及び登録番号
- 2 利用の日時

年	月	日	時	分	着陸
年	月	日	時	分	離陸
					(停留 時間)
- 3 利用する目的
- 4 その他参考事項
 - 1 利用する目的は、定期運送事業、不定期運送事業その他について記載すること。
 - 2 その他参考事項は、運用時間外に利用する理由を詳細に記載すること。

様式第二号から様式第四号まで中

鳥取空港事務所長

を

職 氏 名

に改め、様式第五号及

び様式第六号中

鳥取県知事
を 氏 名
職

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 (鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
 - 別表第二空港事務所長の項中第八号を第十号とし、第二号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号中「空港」を「運用時間内の空港」に改め、同号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。
 - 三 第四条の二の規定による運用時間外の空港の施設の利用の許可
 - 別表第二空港事務所長の項に第一号として次の一号を加える。
 - 一 第三条ただし書の規定による空港の運用時間の変更のうち定期便の遅延のための空港の運用時間の変更

告 示

鳥取県告示第四百三十五号

岩美郡国府町高岡入会林野整備組合代表者国府町高岡六五五番地岡垣憲明から申請のあった入会林野整備計画については、昭和四十四年七月九日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する

法律（昭和四十一年法律第二百六号）第六条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

高岡譲大平巖谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年七月十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県庁農林部林務課及び国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）

の規定による選挙人名簿に登録すべき者又は選挙人名簿から抹消すべき者

として決定した者の氏名及び住所を記載した書面」を「の規定による選挙

人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面」に改める。

第五条の二を削る。

第六条中「（これを準用する規定を含む。）」を削り、「別記第一号様

式の二」を「別記第一号様式」に改める。

第一号様式を削り、第一号様式の二のその一を次のように改め、第一号

様式の二を第一号様式とする。

その1（永久選挙人名簿の場合）

年 月 日

何 某 殿

何委員公務局長 氏 名 圖

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定通知書

何年何月何日何某から選挙人名簿の登録に關しなされた異議の申出につ

いては、次のとおり決定しましたから通知します。

記

住 所

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、何々（決定理由を詳述するものとする。）により、何年何月何日に選挙人名簿に（から）登録した（抹消した）。

第三号様式のその一を次のように改める。

その1 (永久選挙人名簿の場合)
選挙人名簿登録者数報告書

市町村名

昭和 年 9月10日現在定時登録
昭和 年 月 日現在臨時登録

区分	前回定時登録に おける登録者 数	定時登録に 係る補正登録者 数	臨時登録者 数	臨時登録に 係る補正登録者 数	臨時抹消者 数	今回定時登録 者数	今回定時登録(臨時)に おける登録者 数	今回定時登録(臨時)に おける登録者 数
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(A+B+C+D-E)	(A+B+C+D-E)
男	人	人	人	人	人	人	人	人
女								
計								

備 考

1 定時登録に関する報告書作成の場合

(1) 「臨時登録者数」は、前回定時登録日から今回定時登録日の間に臨時登録が行なわれた場合において、当該登録日に登録された者の数(2回以上臨時登録が行なわれた場合には、それぞれその登録期における数を合計した数)を記入すること(前回定時登録日から臨時登録日までの間に補正登録され、または臨時抹消された者の数は含まない。)

(2) 「今回定時登録者数」は、9月1日現在において登録の資格を

有するもので9月10日(登録日)が変更された場合はその日)に登録された者の数を記入すること。

(3) 今回定時登録日が9月9日以前に変更された場合においては、9月10日までにおける当該定時登録に係る補正登録者数については記入しないこと。

(4) 登録日の変更が行なわれた場合においては、変更された登録日を備考欄に記入すること。

2 臨時登録に関する報告書作成の場合

(1) 「臨時登録者数」は、今回臨時登録者数と前回定時登録日以後行なわれた臨時登録者数の合計とを区別し、その旨をそれぞれの数に表示して記入すること。

(2) 「臨時登録に係る補正登録者数」には、今回臨時登録に係る補正登録者数は含まれないこと。

(3) 「今回定時登録者数」は、記入の要はないものであること。

塗 印

この票は、昭和四十四年七月十八日現在のものである。